

# 「データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託」 に関するプロポーザル募集要項

## 1 業務の概要・目的等

本市では、生産年齢人口の減少や、2019年をピークとする人口減少（2015 将来人口推計より）に加え、2016年には死亡数が出生数を上回る自然減に転じている状況です。また、国の推計によると団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年頃には、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

また、生産年齢人口の減少による税収の影響や、これまで整備してきた都市インフラなど公共施設の老朽化への対応などにより、本市の財政状況は一層厳しさが増すと見込まれています。

さらには、国の第 32 次地方制度調査会においては、2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応について方向性が示され、将来を見据えた課題設定の重要性が高まっているところです。

こうした人口構造の変化や財政状況など、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していき、様々な課題が顕在化されてくることが想定されます。そうした中であっても、住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが基礎自治体である本市に求められています。

そのため、効率的・効果的な都市経営に向け、本市の人口や産業などに関する基礎データの整理・分析による潜在的な課題の抽出、さらには課題解決に向けた政策の在り方検討などについて、調査を行います。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

## 2 プロポーザルの手続き

### (1) 名称

データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託に関するプロポーザル

### (2) 主催者

横浜市（政策局政策課）

### (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

## 3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に記載されていること（事業所の所在地は不問）

イ 種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」を登録していること（登録順位は不問）

- ウ 過去5年間（平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）に、国、都道府県、政令市、特別区または中核市において、政策課題の要因分析へのデータ活用及びロジックモデルを用いた政策課題解決に関する検討業務の受託実績を有すること
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- オ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- キ 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- ケ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正平成31年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと
- コ データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託の完了まで、業務を履行できること

#### 4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

#### 5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか。
- イ 実施方針が的確で、業務説明資料との整合性が取れているか。
- ウ 本市の市政状況を踏まえ、政策課題を設定する際の視点が的確であり、設定手法が有効なものとなっているか。
- エ 政策課題の要因分析、データに基づく主要な要因の推定及びロジックモデルを用いた解決方策の検討を行う際の視点が的確であり、かつ、分析、推定及び検討に係る手法が有効なものとなっているか。また、任意の課題に対する政策形成・課題解決の方策が、具体的かつ実現性の高いものとなっているか。
- オ 行政機関の業務執行へ取り入れる際の課題及び解決に向けた視点が、行政機関の課題形成や課題解決の実態を理解した提案となっているか。
- カ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

#### 6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

## 7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

## 8 事務局

横浜市政策局政策課 洲崎、酒井

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3126

## プロポーザル実施スケジュール

